

地上補完システム（IMES）送信機 利用約款

準天頂衛星システム（以下「QZSS」という。）の地上補完システム（Indoor Messaging System、以下「IMES」という。）を運用することを目的とした、PRN（Pseudo Random Noise）コードを使用したIMES送信機の利用について、IMES送信機の利用者（以下「運用者」という。）は、本利用約款を遵守するものとする。

（定義）

第1条 本利用約款において、次に掲げる用語はそれぞれ次の定義によるものとする。

- (1) 「PRNコード」とは、異なるパターンの擬似ランダム雑音を利用することで、測位衛星及びIMES送信機から送出される信号の識別を行うものをいう。
- (2) 「PRN番号」とは、米国GPS運用機関がユーザインタフェース仕様書（IS-GPS-200）に定義している210個のPRNコードのうち、IMES用に割当てられたPRNコードの番号（173番～182番）をいう。
- (3) 「IMES運用管理者」とは、運用者からの申請を受けて、PRNコードの管理及びIMES送信機の利用状況の管理を行う者をいう。
- (4) 「IMES製品管理者」とは、IMES送信機の製造事業者からの申請を受けて、IMES送信機の型式認定を行う者をいう。
- (5) 「一時設置利用」とは、IMES送信機の利用形態のうち、研究教育目的、実証実験目的、デモンストレーション目的、又はその他合理的な短期利用目的がある場合に、一定エリア内に限り、建物等にIMES送信機を短期間設置し、IMES送信機を利用する利用形態をいう。
- (6) 「常時設置利用」とは、IMES送信機の利用形態のうち、一時設置利用以外の利用形態であって、建物等にIMES送信機を常時設置し、継続的にIMES送信機を利用する利用形態をいう。
- (7) 「アクティベーションコード」とは、IMES運用管理者が発行するIMES送信機の利用を開始するために必要な操作を行うためコードをいう。
- (8) 「GNSS」とは、Global Navigation Satellite Systemsの略で、衛星測位システムの総称をいう。
- (9) 「場所情報コード」とは、国民生活における位置情報の利用及び新産業の創出等を目的として、国土院が現実空間を区切り、それぞれの空間に割り振るコードをいう。
- (10) 「IMES送信機管理実施要領」とは、IMES運用管理者が定めるIMES送信機の管理実施要領をいう。

（登録申請手続）

第2条 運用者は、IMES送信機の利用に際し、それぞれ常置設置利用又は一時設置利用の利用形態に応じ、IMES送信機管理実施要領に定める手続に従って、IMES運用管理者に対してIMES送信機の利用申請を行い、IMES運用管理者による登録を受けなければならない。

- 2 運用者は、申請内容に不備・不適合事項等があるとしてIMES運用管理者から不適合等通知を受けた場合、不備・不適合事項等を改善した上で、IMES送信機管理実施要領に定める手続に従って申請手続をやり直さなければならない。
- 3 IMES運用管理者は、運用者による申請内容の不備・不適合事項等が改善されない場合、又はその他運用者によるIMES送信機の利用が不相当と認められる事由がある場合は、登録を行わないことができるものとし、運用者は予めこれを了解する。

(変更申請手続)

- 第3条 運用者は、前条第1項の登録事項に変更が生じた場合、IMES送信機管理実施要領に定める手続に従って、IMES運用管理者に対して変更申請を行わなければならない。なお、運用者が、IMES送信機の一部の利用を終了する場合は、第7条の手続に従うものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、運用者自身に変更される場合は、変更後の運用者は、変更前の運用者から引き継いだ全てのIMES送信機について、前条に基づく新たな利用申請を行わなければならない。
 - 3 前項の場合において、変更前の運用者が利用していたIMES送信機が変更後の運用者に引き継がれる場合、IMES運用管理者が当該運用者変更の申請を受理し、且つ変更後の運用者からIMES送信機の登録申請がなされ、IMES運用管理者による仮登録（常設置利用の場合）又は登録（一時設置利用の場合）が完了した時点で、変更前の運用者によるIMES送信機の利用が終了したものとみなす。

(IMES送信機の設置・管理等)

- 第4条 運用者は、IMES送信機の利用において、IMES製品管理者の型式認定を受けたIMES送信機を利用しなければならない。
- 2 運用者は、IMES送信機管理実施要領に定める設置基準に従ってIMES送信機を設置しなければならない。
 - 3 運用者は、自己の責任と負担において、IMES送信機の設置から廃棄に至るまで適切にIMES送信機を管理しなければならない。
 - 4 運用者は、万が一、IMES送信機の紛失等が発見された場合は、IMES運用管理者に直ちに報告し、IMES運用管理者が盗難被害証明書等の提出を求めた場合には速やかに応じるものとする。
 - 5 運用者は、隣接するIMES送信機間のPRN番号の重複による相互干渉の防止、GNSS信号への有害な干渉又は誤った位置情報の送信の防止、その他IMES送信機の不適切な利用の防止に努めなければならない。

(常時設置利用)

- 第5条 運用者がIMES送信機を常時設置利用する場合、利用期間は、IMES運用管理者の発行する仮登録完了通知日から1年間とする。但し、利用期間の満了の1か月前までに、IMES運用管理者又は運用者が相手方に対して終了の申し出を行わなかった場合には、利用期間は1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。
- 2 運用者は、IMES送信機を常時設置利用する場合、IMES送信機の設置期間中、少なくとも6ヶ月に1回はIMES送信機の所在確認、又は所定のPRNコード及び位置情報の送信確認を行ってその結果を記録し、IMES運用管理者がこれらの報告及び記録の提出を求めた場合には速やかに応じるものとする。

(一時設置利用)

- 第6条 運用者がIMES送信機を一時設置利用する場合、利用期間はIMES運用管理者の発行する登録完了通知日から運用者の申請する設置予定期間の撤収年月日までとし、最長1年間とする。但し、運用者は、IMES送信機の利用が研究又は教育目的である場合に、IMES運用管理者に対し、継続が必要な理由を示して、IMES送信機管理実施要領に定める手続に従って新たに利用申請を行い、IMES運用管理者に合理的な継続理由があると認められた場合に、再度一回限り、最長1年間利用することができる。
- 2 運用者は、IMES送信機を一時設置利用する場合、常時設置利用が優先されることを認識し、IMES運用管理者が近隣において他の常時設置利用の申請が行われたことによりIMES送信機間の相互干渉が懸念されると判断した場合は、当該一時設置利用の継続が認められないことに予め同意する。

(利用の終了と廃棄・保管)

第7条 運用者は、第12条第1項又は第13条に基づきIMES送信機の利用を終了する場合、IMES運用管理者に対し、IMES送信機管理実施要領に定める手続きに従って、IMES送信機の保管申請又は廃棄申請を行わなければならない。

2 運用者は、前項に定める場合のほか、任意の判断によりIMES送信機の全部又は一部の利用を終了することができる。この場合、運用者はIMES運用管理者に対し、IMES送信機管理実施要領に定める手続きに従って、IMES送信機の保管申請又は廃棄申請を行わなければならない。

3 運用者は、第1項及び第2項の規定によりIMES送信機の利用を終了する場合、当該IMES送信機に設定されたPRN番号の利用の終了についても予め同意する。

(他の権利者・第三者の利用等)

第8条 運用者は、IMES送信機又はIMES送信機の設置場所の所有者その他の権利者が運用者以外の者である場合、IMES送信機の利用にあたり、当該権利者から予め承諾を得る等、必要な措置を講ずるものとする。

2 運用者は、IMES送信機の利用申請手続その他の申請手続、設置、管理、保管、廃棄等を第三者に委託する場合、当該第三者に本利用約款を遵守させるものとし、当該第三者による本利用約款の違反は、運用者による違反を構成するものとする。

(禁止事項)

第9条 運用者は、IMES送信機の利用にあたり、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 申請時、虚偽の登録、届出又は申告を行う行為。
- (2) 他者になりすまして利用申請する行為。
- (3) 円滑なIMES送信機及びPRNコードの運用管理を妨げる行為、その他不正の目的をもってIMES送信機及びPRNコードを利用する行為。
- (4) IMES運用管理者から受領したアクティベーションコードを第三者に譲渡又は公開する行為。
- (5) 本利用約款により生じた権利若しくは義務又は契約上の地位を、IMES運用管理者の承諾なく、相続人を含む第三者に譲渡又は承継する行為。
- (6) IMES運用管理者若しくは第三者の知的財産権、所有権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (7) 第三者のプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (8) IMES運用管理者若しくは第三者を誹謗中傷し、名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそのおそれのある行為。
- (9) IMES運用管理者又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又は与えるおそれのある行為。
- (10) ジャミング行為又はその他の犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為。
- (11) その他、法令、公序良俗、本約款等に違反する行為、又はそのおそれのある行為。

(秘密の保持)

第10条 運用者は、IMES送信機の利用にあたり、得られたIMES運用管理者の秘密を第三者に漏洩し又は開示してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

- (1) IMES運用管理者から知得する以前に、既に公知であるもの。
- (2) IMES運用管理者から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
- (3) IMES運用管理者から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立

証できるもの。

- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。
- (5) IMES 運用管理者から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
- (6) IMES 運用管理者から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。
- (7) 法令によって開示を強制されたもの。この場合、当該開示にかかる要求があったことを IMES 運用管理者に直ちに通知する。

(情報の開示)

第11条 IMES運用管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、運用者からの申請内容又はIMES送信機の設置利用情報を第三者に開示することができるものとし、運用者はこれを予め了解する。

- (1) 運用者がIMES送信機の利用申請時に、場所情報コードへの登録に同意した場合。
- (2) 運用者が管理するIMES送信機のPRN番号が、他のIMES送信機の新規利用申請内容と重複していた場合。
- (3) IMES運用管理者が業務の全部又は一部を委託する場合。
- (4) IMES運用管理者に変更があり、IMES運用管理を移管する場合。
- (5) その他、PRNコード及びIMES送信機の運用管理上必要な場合。

2 IMES運用管理者は、前項第4号又は第5号の事由により情報を開示する際には、IMES運用管理者が公開するウェブサイト等に掲示する。

(運用者による利用の終了事由)

第12条 IMES運用管理者は、運用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その全てのIMES送信機の利用の終了を求めることができ、運用者はこれに応じなければならない。

- (1) 運用者がIMES送信機の利用に関し不当な行いをし、かかる不当な行為が催告後7日以内に是正されないとき。
- (2) 運用者が本利用約款に違反し、当該違反が催告後7日以内に是正されないとき。
- (3) 運用者が第9条に定める禁止行為のいずれかに該当する行為をしたとき。
- (4) 運用者がIMES運用管理者によるPRNコードの管理に支障を及ぼす行為をしたと認められるとき。
- (5) その他IMES運用管理者が合理的事由により、運用者にIMES送信機の利用を継続させることが困難であると判断したとき。

2 運用者は、前項の規定によりIMES送信機の利用を終了する場合、当該IMES送信機を撤去の上、第7条に従い、IMES送信機の保管又は廃棄の手続きを行わなければならない。

3 IMES運用管理者は、第1項の規定によりIMES送信機の利用を終了させる場合は、以後当該運用者がIMES送信機の利用を申請してもその登録を認めないことができる。

4 IMES運用管理者は、第1項の規定によりIMES送信機の利用を終了させた場合であっても、運用者に生じた損害を賠償する責めを負わない。

(その他の利用の終了事由)

第13条 IMES送信機の利用に対する米国GPS運用機関によるPRNコードの割当てが終了した場合、全てのIMES送信機の利用は当然に終了する。当該終了についてIMES運用管理者は何ら責任を負わない。

(損害賠償責任)

第14条 運用者は、IMES送信機の利用に関連し又は本利用約款の違反によりIMES運用管理者に損害を生じさせたときは、IMES運用管理者に対して全ての損害を賠償するものとする。

(利用約款の変更)

第15条 IMES運用管理者は、合理的事由により必要がある場合には本利用約款の内容を変更することができる。

- 2 IMES運用管理者は、変更内容をIMES運用管理者が公開するウェブサイト等に掲示することにより告知し、以降は変更後の内容により本利用約款を取り扱う。

(IMES運用管理者)

第16条 IMES運用管理者は、別紙1に定める通り、独立行政法人宇宙航空研究開発機構とし、必要に応じ変更される。運用者は、IMES運用管理者の変更に関して予めこれに同意する。

- 2 IMES運用管理者の変更は、IMES運用管理者が公開するウェブサイト等に掲示することにより告知する。

(免責事項)

第17条 IMES運用管理者は、運用者によるIMES送信機の利用に関して運用者又は第三者が損害を被ったとしても一切の責任を負わないものとし、運用者は予めこれを了解する。

- 2 運用者は、IMES送信機の利用に関し、第三者との間で紛争等が生じた場合、自らの責任と費用で処理、解決するものとし、IMES運用管理者に一切の迷惑をかけない。
- 3 前2項の規定にもかかわらず、IMES運用管理者が運用者によるIMES送信機の利用に関して損害を被った場合、運用者は、IMES運用管理者の請求に応じてこれを賠償する。

(遵守義務)

第18条 運用者は、IMES送信機の利用において、本利用約款の他、関係する法令及びIMES送信機管理実施要領を遵守しなければならない。

(準拠法)

第19条 本利用約款は日本の法律のもと管理され、また解釈されるものとする。

(言語)

第20条 本利用約款におけるコミュニケーション言語はすべて日本語又は英語とする。

(協議)

第21条 本利用約款に定めのない事項について疑義が生じた場合は、IMES運用管理者及び運用者協議のうえ解決する。

(裁判管轄)

第22条 本利用約款に関し裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所（本庁）を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

付則：本利用約款は、2013年7月3日より実施するものとする。

(別紙1)

IMES運用管理者は、2013年7月3日を以て、独立行政法人宇宙航空研究開発機構とする。